

當局者の調査

大正七年に於ける工場災害 職査(農商務省調査)

工業別	死亡負傷數		死亡數	負傷に對する死亡の割合百分比
	計	男女		
染織工場	二七九	九九	一八	一六・八
機械器具工場	八〇〇	三	一	一・四
化學工場	三一	一五	七	二七・九
飲食物工場	三二	一	九	二九
雜工場	七九	四	一	一・五
計	一八〇	一一一	二九	一六

特別工場	計		罹災者數	同上中死亡者	二者の割合百分比
	計	男女			
特別工場	八三	二	八五	五	五・八
計	一・六〇一	一・四七七	二二四	二七六	一七・二
原因別					
高所より墜落	二〇七	一四〇	二〇七	五三	二六
物體の飛來又は墜落	一四〇	一二四	一四〇	二一	一五
高熱物體	一二四	九六	一二四	二〇	一七
調帶調索又は調帶車	九六	八五	九六	三四	三五
齒輪	八五	七四	八五	四	四・四
轉子	七四	六一	七四	六	八
車軸	六一	八一四	六一	一八	二九・五
其他	八一四	一・六〇一	八一四	一一〇	一四・七
計	一・六〇一	一・四七七	一・六〇一	二七六	一七・二
地方別					
大阪	五四五	一七四	五四五	一〇・九	二四・〇
兵部	一七四	一六二	一七四	一〇・一	一〇・一
東京	一六二	一六二	一六二	一〇・一	一〇・一

北	八八	五・五
海	八八	五・五
道	八八	五・五
山	八八	五・五
岡	八八	五・五
福	七九	五・〇
神	七一	四・四
長	五三	三・三
京	五二	三・三
其	二八九	一八・〇
計	一、六〇一	一〇〇・〇

工場法第二條第二項に依る
幼年工地方別 (農商務省調査)

東	七	一一	一八
神	五	四九	一四
新	一	一	一
埼	一六一	六〇四	七六五
三	七四	六八二	七五六
愛	一〇五	一、三五六	一、四六一
長	五	二、三七四	二、三七九
福	一	一〇	一〇
巖	一八	八	二六
福	一	一六	一六
石	六	九五	一〇一
計			

當局者の調査

岡	一	一
山	一	一
廣	四	五
和	一	一一
歌	一	一一
山	一	一一
計	三八七	五、三三二
		五、七〇八

工場数の激増

戦後企業界の不振は事實であるが工場数に於いては近來著しい増加を示して來た。警視廳工場課にて調査の結果は五月と六月の間に於ける管内工場増加数を見ると五月には二百八十六工場、六月には三百八十三工場に達しこれを戦前と戦後に比較すると企業の最大繁榮期であつた大正七年中の何れの月よりも増加数が多い。尤も右の六月にはセルロイド工場の取締を厲行した爲めに一時に七十四の届出があつたのにも依る。工場の種類は染織、機械化學工業等最も多く、故に失業者は少いが、貸銀率はずつと低下して労働者の總賃銀は甚だしく減少してゐる。

小工場調査開始

七月二十七日の各新聞社の報する處によれば農商務省は工場法適用工場に關しては工場法施行後既に三ヶ

年を経たるを以つて相當の調査材料を纏め得たが工場法の適用なき小工場使用職工十五人未満に關しては何等調査材料なく一般の工場労働問題考究の上に遺憾多きを以て之が完備を要する爲め五人以上の職工使用工場に關し諸般の調査を爲すに決し、近く地方廳に通牒を發す筈であると云ふ。

製絲工場増加

農商務省の統計に依れば、本年夏挽期に於ける十人繰以上の全國器械製糸工場總數は二千八百三十四ヶ所で其釜數は約二十七萬八千四百九十三釜である。昨年同望に比し工場數十四ヶ所を減少せるも釜數は五千九百三釜増加した。而して新設工場數は九十八ヶ所其釜數七千三十六釜で既設工場中釜増せる工場數百六十四其釜數六千百十二釜、減釜せる工場七十ヶ所釜數一千九百三十二釜、休業廢業工場百十一ヶ所其釜數五千三百十三釜である。府縣中、長野縣七百四十一ヶ所、八萬四千四百九十六釜、群馬、三百二十一ヶ所二萬九千二百三十七釜、愛知、縣埼玉各一萬七十餘釜、山梨一萬三千餘釜岐阜一萬一千餘釜福島一萬餘釜である。九

州七縣全體にて約一萬二千釜に過ぎない。

製絲女工の労働状態

我國産業中に於いて女工を最も多數に使用しつゝあるは紡績業にであるが、近年絲價の昂騰により業態著しく好況に向ひたる長野縣下の製絲工場の如きは紡績業に追従し、最近九萬前後の女工を收容するに至り、今後益々増加の傾向がある。斯の如く事業好況にして職工の需要増加し然も之を得る事の漸次困難となるや資本家は諸種の名目を設けて女工を誘致し一度契約を結めば之を寄宿舎内に拘束して殆ど自由なからしむる状態である。

女工契約期間は一年、三月より十二月迄の十箇月間とし契約と共に賃銀の前貸を爲し全然彼等を家庭より奪ひ寄宿舎生活を爲さしめ近距離の者と雖も通勤を許さざるを常例とし今年九月迄は賃銀支拂方法は一年一回十二月末拂ひとなし工場労働の苦痛より逃走又は轉職せんとするものを防止したが労働問題の喧傳せらるゝ際斯る慣習は當然社會の非難を招くべき悞あるを以て九月以降は一箇月拂とすべき旨縣令を以て強制せる

も貯金其他の名義を以て會社に保留し實行する者は無い様である而して労働時間は午前五時より午後七時迄の十四時間制にして一箇年中六十日間は隨時工場の都合により尙一時間を増し十五時間の勤務を要望する慣習紡績工が十一時間二交替を爲すを以て非人道的のものとし之が短縮を主張する時に於て製絲工は單に徹夜業を爲さずと言ふのみで日々十四時間場合によりては十五時間の過當なる繼續勤務に従事し一日工場外の空気に接するの暇なき有様である。

更に彼等の眼目とする賃銀は各工場主が前年度の或期間に於ける平均率を以て標準とし各日の出來高を其標準率に對比して決定すると共に品質の如何によりては罰金として賃銀中より删除し優良なるものには同一率を以て附加してゐるが賃率決定及び試験は工場主の隨意であるから工場により諸種の差異及び弊害があつて文明的方法とは言はれない、然るに女工の黙從しつゝあるのは要するに婚期に近づきたるものが婚費を得んとする目的がある爲めで女工年齢を見れば明かに之を了解することが出来る、即在の如くである。

十二歳以下 四〇〇 十三歳 二、〇〇

當局者の調査

右表に依る時十四歳より漸増し二十歳は七八千人を算し二十歳を越す時は漸減し二十三歳となる時は激減して僅に三千餘に過ぎず尙以上の趨向を裏書する爲め勤續年限を表示せば七年度の狀況左の如くである。

二年	繰絲	三、〇〇〇	揚返	九〇〇
三年	繰絲	三、〇〇〇	揚返	五〇〇
四年	繰絲	九、〇〇〇	揚返	四〇〇
五年	繰絲	七、〇〇〇	揚返	四〇〇

即ち二年或は三年勤續者最も多くして四年度に激減するを見れば女工が婚期を得る爲め或期間女工たるものなる事を知るべく労働條件の苛酷に對し何等反抗的態度を持するものなきは自然的結果であるが斯る制度は女工の黙認し居ると否とに拘らず可及的速かに改善するの必要ある。

日本紡績業

農商務省調査大正七年度日本の紡績事業の現状は大

體次の如くである。

綿絲紡績工場所在地三府廿二縣
 拂込資本總額 一億三千二百八十三萬餘圓

	大正七年	大正六年
工場數	二八五	二五〇
拂込資本金	一三、八八、二〇〇	一一、八八、一〇〇
動力、汽力の機關數	一六九	一六六
同 同 馬力	八〇、三三一	七九、八三三
同水力機關數	三四五	一四五
同 同 馬力	一五、八三四	二、一五六
石油發動機關數	六	四
同 同 馬力	三	二
同瓦斯發動機關數	三	一六
向 同 馬力	九六	一、〇五五
同 電方機關數	九六	一、六〇一
同 同 馬力	六、二五六	三、二二一
石炭消費高	八三、七六三	三三、七五五
職 工 男	三、四三〇	二、〇〇六
職 工 女	一、六三三	一、〇四、八六九
職 工 計	一、六三三	一、三二、八七五
職工賃銀男	七十四錢	五十七錢
職工賃銀女	五十二錢	三十八錢
一同年就業日數	三三三	三三三
平均一日就業時間	七時間	九時間

運轉錘數

立 針	三、三九、八七本	三、〇五、三四本
幹 針	六、六六本	六、〇六六本
計	三、三九、八七本	三、一〇六、八三本
原料需要高	一三、四六、八九五貫	一五、三〇、九八五貫
綿絲製造高		
立 針	九、五八、一四本	九、六八、四四本
斜 針	八〇、三二本	九八、五四本
計	一〇〇、四八、五〇本	九八、七七、九八本
一梱に付價格	二〇、三圓	二〇、四七圓

労働者の衛生調査

農商務省に於いては兼て同省内に鑛山工場に於ける衛生施設及災害豫防に關する研究所建設中であつたが愈々落成と共に工場課鑛山局より夫々専任の技師技手等移つて研究に着手した。同所は化學室、物理室、細菌研究室、解剖室、動物室、等に分かれてゐる。四月二十八日讀賣新聞に現れたる同所化學室主任井口哲宗氏の談に據れば、

化學室では目下重に炭坑の坑内空氣を調査してゐる。其の材料は常磐地方に一ヶ月程出張して五六の炭坑から持つて歸つたのである。大體に於いて炭酸瓦斯が多く酸素が非常に缺乏してゐる。即ち炭酸瓦斯の多い坑内には千分の十以上もあり。少くも千分の一比は含ん

である。外國などでは戸外では一萬分の五室内では千分の一の炭酸瓦斯を含有する空氣は人體に有害だとしてゐる。又一般に坑夫の死亡率は農夫、漁夫等に比して高く死亡年齢も約十年程若い、殊に金屬鑛山等の坑夫は更に若い現象を發見した。但其原因は何であるかは未だ判然してない。外國には此種の例がないので先づ基礎的研究からやらねばならぬ。要するに鑛山地方は衛生思想も設備も幼稚であり、生活状態も細民窟以上のある。従つて坑夫の死亡數が他に比して多く其年齢が三十歳五十歳位のもの最も多いなど注意すべきだ。猶研究の範圍を廣めて鑛山地方の住民の營養、飲料水、寄生虫病等も究めたい。坑内空氣も此外にメタン瓦斯を含んだ九州北海道の炭山鑛山等からも材料を蒐めて分析する。此外工場課の方では紡績工場や其他多數従業員を有する工場寄宿舎の調査を經沼技師主任なりと各地に材料蒐集に忙殺されてゐる。」と。

農商務省で労働者生計調査

從來労働問題は主として内務省の所管であつたが此度米國の労働調査を了へて五月下旬歸朝した農商務省書記官河合氏は臨時産業調査局に於て日本の労働問題を調査する事となつた。先づ第一着手には傷害保險に關する調査を行ひ、同時に生計調査をも行ふ事となつた。是は彼等の生計に要する金と物價との比較等を正確に調査して置いて、物價が一割上つた時に一割の増給請求は正當であると認める材料とするのであると云ふ。

當局者の調査

九月中及九月迄の新設會社

農商務省商務局の調査に係る本年九月中に於ける全の新國設會社は社數四百九十、拂込資本額二千四百六萬二千六百七十圓にして前月に比し社數三百九十五、資本金額五千四百九十七萬九千二百四十七圓の減少なり尙本年一月以降の累計は社數五千九十六、本額三億三千八百二十一萬二千七十九圓にして前年同期に對照せば社數七百十四、資本額二億千七百九萬九百八十圓の減少なり之を業種別に示せば左の如くである。

業種	大正八年九月中新設		同年一月よりの累計	
	社數	資本額	社數	資本額
各種賣買業	二七	四八〇	一四〇三	五七〇〇
輸出入貿易業	四	二六	二〇	一三六
雜種業倉庫業	三	一四三	五〇	三六三
銀行業	三	一六	一四	一九三
信託業	二	七	九	二八
保險業	一	一五	五	三五
計	一四	七三三	二九〇	一七八六
釀造業	二	三九	三三	五九四
飲食物製造業	六	三六	一五〇	六三九
纖維工業	五	一七三	四三	二七四

化學工業	三	一九三	二八	二九四
窯業	五	三八八	八六	二七〇
金屬工業	一〇	三三三	二二	七二〇
荷物造船業	一	—	一四	二八三
機械器具製造業	三六	二五九	二八	一六三九
瓦斯及電氣業	三	三〇七	四〇	四三八
雜工業	四三	一九四	四四	一八七二
計	二三	九八三	一九七	一二四三
礦業	四三	三二〇	一〇六	三六〇四
農業	五	二四〇	二八	九四三
林業	八	四四〇	七六	三九五
水産業	四	七五	三六	三四七
運輸交通業	四	一三九	三九	四四九四
雜業	元	一一一	三四	一〇八三
合計	四九〇	二四〇二	五〇六	三三二二

三井銀行の調査に依る解散

會社

三井銀行の調査によれば五月中解散せる會社銀行は總數二百八十七社にて、資本金は五百四十三萬六千四百六十圓拂込金は四百十五萬六千四百六十圓である。

業別	資本額	拂込額
銀行業	100,000	100,000

信託金融業	三六、六五〇	一三九、六五〇
紡績業	—	—
電氣業	—	—
瓦斯業	—	—
礦業	100,000	100,000
水産業	七七、〇〇〇	七七、〇〇〇
鐵道軌道業	—	—
航運業	一一、九〇〇	一一、九〇〇
保險業	—	—
倉庫業	二八、五〇〇	八、二五〇
製造工業	一、四二〇、八〇〇	七六、一五〇
商業其他	三、三〇、六〇〇	二七七、二〇〇
計	五、四六、四〇〇	四、一五、四〇〇
前月比較	四、〇四、九〇〇	増二、八四、四〇〇
一月以降	一九、九二、四七〇	一三、三五、六七〇

三井銀行の調査による事業

計畫の減少

三井銀行調査によれば五月中の新事業及振張計畫資本金は總計一億三千七百四萬圓にして、前月に比較せば一億三百八十七萬五千圓の減少である。

業別	新設資金	擴張資金	計
銀行業	1,000	18,000	19,000

信託金	業	1,000	1,000
紡績業		1,000	1,000
電氣業		2,270	10,200
瓦葺業		1	1
鑛業		3,700	900
水産業		2,000	300
鐵道軌道業		5,100	2,600
航運業		7,300	1
保險業		2,500	1
倉庫業		1	400
製造工業		26,130	13,130
商業其他		26,950	21,430
計		89,680	47,390

農商務省の労働課設置及小作組織調査

大正九年度豫算に於て農商務省では新規増加豫算費
 目中次の如き經費を見積つた。

労働問題に關する經費
 労働問題に付ては日下國際労働會議の結果を待て之か施設を爲す
 を便とす然れども労働保險其他労働問題に關し必然の措置を要す
 るものに付ては此の際之が實施の計畫を立つるの急務なるを認め工
 務局労働課設置費小作組織調査費等計上したり其の各項左の如し。
 一、工務局労働課設置費

當局者の調査

從來職工及鑛夫の保護に關しては工場法令及鑛業法令の施行に伴
 ひ之に要する職員を設置せるも労働保險其他労働者の保護に關
 する諸般の事項を調査し遂次適當なる施設を爲さんが爲新一課
 を設置するの必要を認めたり。

一、小作組織等調査費

小作對地主の關係は社會問題として漸次濃厚の度を加へつゝある
 を以て全國に亘りて小作組織等を査し一面に於ては地主小作間に
 於ける紛争解決の方策樹立に資し一面に於ては地方に依りて過不
 足の状態にある農業勞力の按排を適當ならしむる等農業經濟の根
 本に關して詳細なる攻究を爲すの必要を認めたり。

労働統計の要項

六月七日、統計協會に於いて高野博士は労働統計の
 必要を説き其要項を擧げた此等の調査は、私的機關と
 して労働組合自ら之に當ると同時に國家全體に涉つて
 は國家自ら之に當る可きである。

- 一、人口調査を基礎とする労働者人口の調査統計
- 一、労働紹介所の調査を基礎とする労働市場へ労働者と雇主との
 需給關係の調査統計
- 一、労働條件に關する調査統計
- 一、同盟罷業及解雇の調査統計
- 一、労働保險に關する調査統計
- 一、労働者の生活状態に關する調査統計
- 一、労働組合に關する調査統計
- 一、女子小兒家内労働に關する調査統計

政友會の労働問題調査

六月二十三日政友會労働問題特別委員會は本部に於て開會され、小久保、中村、高見、田邊、菊地の各委員及本部の役員出席し労働問題調査の範圍に關して協議した。其結果範圍は工場労働に限局し、賃銀其他の關係上必要ある場合は農業及家内労働の事項に及ぶ事と決定した。

政友會の労働問題調査

十月二十一日政友會では労働問題に關して特別委員會を開き左の事項に就て各自の意見を交換し大體次の如く議了した。

(一)労働組合 時代の要求に伴ひ新に労働組合法制定に關し其立法の根基を所謂縱斷主義の個々の組合を認むべきか將又横斷主義の同業組合をも擴張是認すべきか若しくは一般的の組合法を制定すべきかに就き論議する處あり本問題に關しては委員たる瀧氏より非公式に内務省の意見をも開陳したるが大體に於て縱斷主義の組合を以てしては到底時代の現狀に適應せしむる能はざるを以て假に其制定を期せんとすれば更に擴張したる組合法の制定を以て妥當とすべしとの主張者多數にて本問題に關しては松田氏等の意見特に論理に立脚して其力説を試みたるものゝ如し。

(二)治警法改廢 治安警察法第十七條の存廢に關しては種々議論ありたるが其撤廢論者は今日に於て同法の存在は寧ろ危險にして何等の効力なきのみならず却て其存在するが爲に労働者を以て一種の威壓を感じしめ延いて一般社會問題及労働會議に對し惡印象を及ぼし

其結果を險惡に導くの虞あり現に同法適用の主眼は「誘惑煽動」を取締り得るに留まり其他の所罰は悉く實體法たる刑法の定むる處に依りて其目的を遂ぐるを得べし而して「誘惑煽動」の取締の如き其事件の性質乃至同法の解釋上種々異論ありて之を的確に解釋し且其適用を誤らざるは至難の業にして現に政府に於ても頻發する労働爭議に對しても其適用を躊躇しつゝあるの實狀に在りて其存在は今日に於て寧ろ無意義也との論者ありて前掲労働組合法制定に際し其附屬法として所罰法を規定せしむれば可ならずや假に労働組合法の制定を行ふとせば之と同時に所罰法を設け以て一舉兩者を兼備せる立法を必要とすべし隨つて同法存廢の議決は一に右組合法の制定に在りて論ずる者ありたるに對し同法を適當に改正し時代に適應する完全なる法律として依然存在せしめ假令労働組合法の成否如何に拘はらず其所置を必要とすべしとの論者ありたりと。

(三)日支貿易 最近米國に於て開會せらるべき第一回國際労働會議に於て支那委員より同國現時の労働状態を開陳して其國狀に應ずる幾多の除外例を求むるの主張を提議すべきが假に支那委員の提議にして同會議の容るゝ處とならんか之と直接關係を有し其利害の影響殊に密接なる我國の産業及輸出貿易に甚大の打撃を蒙るに至るべし即ち現に支那の生産並に労働状態は極めて低廉なる賃銀及労働條件を以てせる生産業に拮抗して我國が同會議に於て課せられたる労働條件を以てしては到底貿易競争に勝利を博する能はざるは火を賭るよりは明かなり現時に於てすら紡績業の如き之を支那に於て起業し其生産品を以て直に支那に販路を求むるの我が内地に於て爲すよりも利益多き状態なるを以て我が對支貿易上國際労働會議に於ける支那委員の提議に對しては政府は深き注意を要すべきを以て特に此點に關し政府の考慮を求むるの要ありとの意見委員田邊氏等より開陳ありたり。

(四)同盟罷業 以上各種の論議の末同盟罷業問題に關し罷業を以て之を權利として認むべき否やに關し雜談的に意見の交換ありたるも

本問題に關しては既に定 あるのみならず現に同盟罷業が労働者の資本家に對する唯一の武器として將又力として労働爭議に際し其効果を現はしてあれば云々と而して大なる議論を見ざりし。

尙之に對して内務省側の意見と云ふものは左の如くである云ふ

(一)労働組合法制定に關しては其立法の根基を個々の組合をのみ認むる所謂縦斷主義を以て其主旨とし現に其調査方針も亦此主旨に出でつゝあるは明なる事實にして此方針は一に床次内相の意見たるも亦明也、而して本法案を議會に提出するや否やに就ては政府は素より當局者たる床次内相亦今日尙其態度未決にして所謂議會戰に對する和戰兩様の準據的立案に留まり而して縦斷的組合案の制定に關しては床次内相の意見に依るも其立法の衝に當れる下僚の少壯高等官中には其論理の不徹底にして且時代に適應せざる方針なりとて其立法の困難なるを嘆じつゝあり。

(二)治安警察法の存廢に就ては現状を以てせば之が存置を必要とし徹廢の意なきも、如し而して其理由とする處は我國現時の労働爭議の實狀に鑑み今直に之が徹廢を圖るが如きは早計にして刑法に於て所罰する能はざる労働者の行動に對し同法の選用を以て秩序を維持するを得べく其他の誘惑煽動行為亦同じとの解釋を採れるも、の如し。

大正七年警視廳管下の工場

法成績

大正七年末東京府下の工場法適用工場數は二千五百餘ヶ所、従業員は十六萬六千三百人（内女工六萬、十二歳以上十五歳未満の幼工男三千七百、女五千四百）

當局者の調査

にして、同年中に於ける工場法違反件數は七百二件、内處罰せられたるもの百五十六件、戒告せられたるもの百三十四件、十五歳未満の幼女工を十二間以上使役して處罰せられたるもの六十九件、戒告せられたるもの百七十三件、其他就學者の未通學使用四十件である次に工場及附屬建築並に設備の不完全と従業員の不注意との結果負傷したものは、過失か三百六十七件物體墜落三百十七件、其他一千二百七十二件に及んで居る其他衛生設備不完全なる爲め女工千人中六百人は疾病罹りに、一千人の疾病者中五百十八人は結核患者にして解雇職工の死亡率は一般死亡率の三倍に達して居ると云ふ。

帝國ホテル使用人の家計調査

東京の帝國ホテルでは米國フォード自動車會社の方式に従ひ使用人の生計調査の機關を六月から設けると云ふ、フォードの方法は數萬人の使用人の家庭を訪問すべき機關があつて、其機關の役員は使用人の自宅を訪問して、家族の人數、就學兒童の狀態、日々の食物

種々の日常生活費等を調査し、其收支の状態を考察し其生計に就て節約すべき點は節約する様、又不足せる點は之れを補ふ様、凡て使用人の生計を調査して、其相談相手となり、其指導者となるものである。

東京印刷組合の印刷職工の

状態調査

三月九日二六新報に依れば東京印刷組合では本年一月定時集會に於て職工狀況調査を爲すの決議を爲し委員十五名を設けたるが、今主査委員として杉山義雄、小川邦彦、鈴木正平、渡邊八太郎、島連太郎、手塚猛昌、大橋光吉、石丸鶴吉、の八名を挙げた。調査項目左の如きものである。

(一)印刷工の生活状態 (二)賃金及労働時間 (三)家賃及住宅の状态
(四)食料品の小賣價格 (五)印刷工の食料品に對す仕出費目 (六)其他

中工場の減少と小工場の増

加

三月十八日の中央新聞所報に依れば、最近警視廳の調査の結果、五十人以上の職工を有する工場は五百〇

五であつたが、四百四十五に成つて六十を減じた。之れは事業縮少の結果、人員を減じて常時人員五十人以上と成れるもの、又は廢業休業等の結果でもある。常時人員十萬七千五百五十五名で、昨年來現在の十二萬四千五百〇六名に對し一萬七千四百五十一名の減少を示し現在人員は一萬六百五十三名で内過剩人員は六百七十九名である。結局七千〇二十一名はまだ不足してゐる事となる。然れども昨年未の不足人員九千九百五十一名に比すれば大分減少してゐる。

四百四十五の各工場中職工に過不足を感じつゝあるものは二百十二工場で染織業の如きは過剩人員五十二名に對して二千〇〇四名の不足殊に女工の如きは千七百二十四名の不足を示し、船舶、鑄物、器具製造其他機械業に於いても尙不足千八百七十六名を教へ化學工業飲食工業は不足を感せず、印刷紙製品材製帽等の雜業を合する時過剩人員六百十九名に對し不足人員は男工三千五百五十一名、女工千四百七十名、計七千〇二十一名である。現状維持で職工に過不足感をしない工場は染織業二十一機械業一〇三、化學工業四十九、飲食物十一、雜四十三、特別五、合計二百三十三工場

で尙職工五十人以下の小工場は約二百増加した。

警視廳工場課の職工調査

警視廳工場課では同廳管下各工場職工の事情を調査する爲め、本年五月中各工場に調査表を送つて回答を求めた。十一月初め漸く全部の回答を得、記載方完全の者十一萬三千九十八人に達した。調査要項は

(一)職工出身別、職業別、年齢別、男女別(二)職工の家庭前職業(三)職業的生命(職業に於ける從來の繼續年限)(四)職業轉換狀況(職工の教育程度)(五)職工の讀物(六)同嗜好、娛樂(七)職工の家族の收入(職工自身の收入並に支出)(八)子女死亡(九)職工の保險(十)職工の住宅分布狀況(十一)同居居住狀況(住宅、結婚等明細の調査)(十二)職工と工場との距離(交通關係)

其結果、有帶者三十三萬六千五百七十人、獨身者七萬六千五百二十八人で其内譯以下の如し。

工場別	世帯持人	獨身者	計
染織工場	五、二三五	三〇、〇七一	三五、二八四
機械工場	一六、八六一	二、四七〇	一九、三三六
化學工場	六、四四五	二、三六八	八、八一三
飲食物工場	一、二六八	二、六六五	三、九三三
雜工場	六、五五五	一〇、七七七	一七、三三二
特別工場	三九	二五〇	二八九

當局者の調査

東京府下工場の職工生計調査

東京府にては工場懇話會の決議に基き五月二十八日職工生計簿二千冊を府下の各工場に配布した。其調査方法は先づ府下百名以上の職工を使用する工場二百七十四ヶ所なり月收二十圓以上六十圓以下の收入ある代表的職工を各工場に就て三名乃至五名宛位約二千名を選び、六月一日から一ヶ間其職工等の金錢出納(掛買月賦買共)を赤裸々に記入せしめ各工場主に於て之を取纏め七月五日迄に府の工務課に送付せしめるのである此記入には虚偽と怠慢とは禁物であるから時々吏員を派遣して帳簿を閲覽して注意を與へる事とし尙同時に府より各工場に對して各工場が過去一ヶ年間支給した金額を月別に記入した書類を提出せしめ、府にては八月中に調査の上統計を作り今後の救済に資する考へである。

職工の疾病負傷に關する調査

警視廳山下工場課長の語る所に依れば、大正七年下半年の職工罹病者は負傷者の數は五十人以上の職工を使役する工場に就いて見るに次の如くである。

製絲業三百七十二名(内五十二名負傷)△紡績業四千三百六十一名(内三百四十九名負傷)▲織布業一千六百五十二名(内二百三十名負傷)▲染色整理加工百二十八名(内十七名負傷)組物及編物業二百七十名(内五名負傷)▲機械製造業一千八百七十七名(内四百十二名負傷)▲船舶車輛製造業四百六十三名(内二百五十六名負傷)▲器具製造業一千五百九十名(内三百八十名負傷)▲金屬品製造業一千六百名(内五百〇九名負傷)製紙業三百〇八名(内五十九名負傷)▲製菓業三百五十二名(内六十三名負傷)護謨製造業三百一十一名(内五十九名負傷)▲窯業百〇六名(内三十名負傷)化粧品製造業七十五名(内三十七名負傷)染顔塗料窯造業三十名(内七名負傷)化學難業三十四名(内九名負傷)▲釀造業百二十二名(内二十名負傷)▲精穀製粉四十五名(内十三名負傷)菓子工場百三十一名(内十名負傷)▲印刷業一千百三十一名(内七十四名負傷)木菓莖製品業四十二名(内九名負傷)▲皮革諸品業四十四名(内十九名負傷)▲雜業四百十九名(内三十九名負傷)金屬精鍊業二百四十四名(内百〇五名負傷)其他等にして合計一萬八千四百八十二名(内負傷二千九百十二名)

織布紡績業の罹病者の八分迄は女工で、負傷は器具機械業に多く大半は男子である。負傷者の内死亡は約一割不具者は三割位である。負傷者に對す工場法の遵守は困難である。警視廳では専心工場主を督しつゝ在りと云ふ。

東京實業聯合組合の調査

東京實業組合では各組合に對して左の事項を質問し七月三十日迄に回答を集める事となつた。

商業に就て

- (一) 組合に於て店員等の従業者待遇に關し既に決定し又は將に決定せんとする主點
- (二) 見習店員に對し相當の補習教育を施すの可否及手段方法如何
- (三) 店員に對し店主は温情を以て精神的慰安を與ふる必要あること勿論なるも更に進んで生活の安定を講ずる必要なきや其方法如何
- (四) 従業者に對し雇者被雇者の關係を密接にするため利益分配を行ふ必要なきや其方法如何
- (五) 店員等に對し一定年間以上勤續のものに對し退職手當若くは恩給の如き制度を設くる必要なきや其方法如何
- (六) 不規則なる時間勤務は商業上甚だしき不利益なるが如し依て時間を一一定し彼等に修養と休養との餘暇を與へ以て能率増進の必要なきや勤務時間を一定するとせば何時間を相當とすべきや
- (七) 従業者休日は一月七月の二期とするもの多し、現下の狀態に鑑み毎月一定の休日と與ふる必要なきや又休日統一の爲め業態の許す限り日曜日と休日とするや可とせずや休日は月何回を相當とすべきか

工業に就て

- (一) 組合にて職工労働者待遇に關し既に決定し又將に決定せんとする主點
- (二) 徒弟教育の方法如何
- (三) 工場主は職工を相當尊敬し彼等に精神的慰安を與ふること必要あるも併て生活の安定を圖る要あるべし程度如何
- (四) 職工労働者をして密接の關係を有せしむる爲め労働保險及利益分配並に傷害疾病死亡災害老衰退職妊娠等に對し救済の方法如何
- (五) 職工勞役に對し家庭の慰安と修養の餘暇を與へ彼等の品性を陶冶し精神的向上に依る能率の増進を圖る爲め労働時間を過度に調節し毎月一定の休日と與ふる方法如何
- (六) 技術優秀の職工を得るには學理と實際とを並行せしむる教育を

施す要あり依つて専ら諸機械取扱上の實習をなさしめ傍ら是に必要なる補習教育を施す學校を設け職工の中堅たり且つ實際的技術者たり得るものを養成する必要なきや
(七)工藝品等の製作に従事する技術者は更に經濟的智識の涵養を必要とす故に工業教育上經濟的智識涵養最も必要の事には非ざるか
所見如何

女工の妊婦扶助料と農商務

省の調査

農商務省では九月末都下の婦人労働者を主として使用する紡績染色印刷製菓等四萬九千五百十九人を抱擁せる工場其數三千五百五十三名に付警視廳を通じて左の如き問合せを發した。

- (一)賃工場は女工にして既往一箇年間に於て出産前後の休業期間中賃工場より扶助されたる事ありや
- (二)若しありとせば其扶助期間は幾週間なるや
- (三)産前産後幾週間なるや
- (四)扶助額は幾何なりや
- (五)扶助したりとせば金錢の外他に支給せられたるや金錢のみなりや
- (六)扶助を受ける女工は幾人なるや

右六項の問合せに對する回答は労働使節の渡航に間に合する爲め僅に四日間の猶豫としたが其締切日たる六日迄には三分の一の回答が集まつたのみである其中

當局者の調査

南葛飾郡東洋毛斯綸の如きは一ヶ年に扶助した産婦三十一名扶助額は賃金の三週間分又鐘紡外四紡績の扶助女工は各百名以上達して居る併し此回答に據ると殆ど六分通りは唯三四日間分の賃金を給與せるのみで扶助しない工場が多いやうである。

青森の職工収入調査

七月二十一日國民新聞に依れば、青森縣警察部にては本日各工場を調査し職工の収入状態に關する材料を蒐集してゐるといふ。

山形縣の勞力調査

山形新聞三月十四日の所報に依れば、山形農會にては十三日は各郡一名宛を選んで餘剩勞力調査委員に囑託し、三月二十三日の兩日に縣立自治講習所に第一回打合せ會を開き調査の實行に着手する由。

大阪市の労働問題に關する

調査綱目

大阪市では四月始めから市内の労働状態を調査する

爲新に調査係を設け、戸田海市博士を顧問に、山口文學士主事に置き、着々調査を實行し、既に大體に亘りて其綱目を決定したが、愈々實際的調査として左記各項より調査を始める事に定めた。

第一、豫備調査(一)労働人口静態

(二)労働人口動態

第二、第一次調査(一)労働雇傭関係の成立及解消

(イ)雇傭関係成立前の事情

(ロ)雇傭契約の條件に關する事項

(ハ)雇傭関係解消に關する事項

(二)労働制度の状態

(イ)労働條件に關する事項

(ロ)雇主の幸福増進施設に關する事項

(ハ)工場内に於ける労働組織に關する事項

(三)労働者の生活の状態

(イ)家計に關する事項

(ロ)教育に關する事項

(ハ)營養住居及び家族關係に關する事項

尙労働者家計状態の調査案として左の如き方法を以て家計簿式調査を開始することになつた。

工場職工及一般労働者家計状態調査案

一、調査事項

一、家庭の内外に於ける生活状態

二、疾病、出産及教育等の家庭的事項、社會的生活に要する費用

並に工場等に於けるアクションメントと家計との關係

三、所得の多寡家族の多寡家族の大小等と家計との關係

- 4、嗜好と家計との關係
- 5、日用品市價と家計との關係
- 9、收入關係と其處理法
- 7、此の種の階級に於ける消費上の通則
- 8、營養状態

二、「家計の案」記入者募集方法

1、各商店・會社・工場並に者公衛學校等に對し「家計の案」記入者勸誘方を

2、工業會友愛會支部或は新聞記事等を通じて「家計の案」記入者を募集す

3、係員直接に勸誘を試む

三、「家計の案」記入者募集區域並其採擇標準

本市内及本市直接續町村に住居し家族的所帯をなす工場職工及一般労働者に限る

四、「家計の案」記入期間

各記入者記入の日より向ふ一ケ年間とす

五、指導方法

毎月一回乃至二回係員直接に又は仲介者を通じて間接に「家計の案」記入方につき指導し遺漏なからしむ

六、「家計の案」記入者への報酬

六ヶ月以上の記入者に對しては適當なる方法により何等かの報酬をなさざるべからざるも未だ具體案を立てず

七、「家計の案」整理方法

係員之を整理す

大阪市調査課の労働問題調査

大阪市役所調査課では大正八年六月市内並に接續町村に於ける一千五百九十六の諸種工場に對し次の如き紹介を發し三百七十二ヶ所の回答に接した回答歩合二割三分強にして化學工業機械工場雜工場飲食物工場染織工場の順位なりと云ふ。

- 一、自家工場雇傭の職工の状態に就き
- 一、職工組合の組織
- 一、労働問題
- 一、勞資協調

回答工場中の多數は百名の職工を使用せる大工場にて化學工業にては三百名より四百名のもの機械器具工場にては四百名以上五百名未滿の工場にては百名より百五十名、飲食物工場にては百五十名以上三百名、染織工場にては百名以上百五十名のもものが回答歩合比較的多し。今回答中主要點を掲ぐれば次の如くなる。

- 労働問題發生後の職工状態
- 勤勉なりとするもの 二一
 - 不變とする者 一三五
 - 怠惰なりとするもの 三七
 - 職工組合の可否
 - 可とするもの 一二〇
 - 時期尙早とするもの 一七
 - 指導者によりて可とする者 一二
 - 不可とするもの 一二

當局者の調査

職工組合の組織

- 同職組合 二四
- 一般組合 二

労働者資本家合同組合 四

労働者資本家官憲合同組合 四

工業に對する影響

良好とするもの 一

不良とするもの 三〇

無しとするもの 四八

労働問題に對し

自然の趨勢とするもの 一七

危険視するもの 一一

勞資協調

労働者の自覺 一〇

資本家の自覺 六

兩者の自覺 二二

温情主義 四六

公平なる利益分配 六八

協調機關 一六

各種労働者の投票に現れたる種々相

二月二十二日大阪毎日新聞所報、大阪朝日橋警察署が労働爭議の發生等に對する参考材料として管内の日本染料、住友銅伸所、大阪鐵工所其他の工場に就き使用職工の嗜好、娛樂、宗教崇拜人物、不平、勞力等に

就いて無記名の一般投票を行はしめ彼等の思想傾向及生活状態を察知せんと試みた。而して約一萬の各種職工の投票の結果は、思想上には可なり如何はしいものが多いが、大體に眞面目で、宗教は眞宗が六割其他各宗は數に於いて大差なく、基督教は百人中一分五厘に過ぎない。讀物は新聞紙が大多數で毎日等が多い。嗜好娛樂には郊外散歩、子供の成育と云ふ様な、極めて眞面目なものも可なりあるが矢張り、『酒と女』とは離れ難い附き物だと見え全數の八割を占めてゐる。學力は義務教育を了へた者が八割、全然無學の者殆どなく中學の中途退學が百分の二、崇拜人物中に富豪連の名のあるが可なりあつたと云ふ。

大阪市の棄兒數の激減

大阪市衛生課員の語る所に依れば、明治四十一年に於ける棄兒の延人員は四〇、五六二人で漸次數を増し明治四年には延人數四五、一五二人となり夫より大正元年、大正二年と不景氣の時には年々百人程宛増して四萬五千三百餘人となつたが大正三年以後戦争景氣と共に著しく減じ三萬七千八百餘人となり大正七年に

は二萬三千二百餘に下つた。最も此數字には迷兒の一部をも含んでゐる。兎に角、人々増加出産率増進の著しきに係らず棄兒數は常に減じつゝ在るのは事實である。

細民カードの作製

大阪市方面委員會は毎月十日を以つて開かるゝ事になつてゐる。其目的は市内及大阪市接續町村に於ける三十五方面の常任委員が集合して各委員の取扱つた下層民救済に關する報告を兼ね種々の意見を座談的に交換するに至る。方面委員會の現在の事業は經濟會の治療券の配布、失業者の就職紹介、變態家庭の改善等が主たるもので昨年十月末組織以來の治療券交附數は以前の約十倍(二百餘)に増加し將來益々増加するであらう。尙、當今下層民のカード作製に着手したと云ふ之が完成の曉は救済事業は大いに進捗するであらう。

大阪府下工場の大勢

大阪府下工場の大勢を大阪工場課調査に依つて見ると次の如くである。

即ち工場数は六年に二百五十工場七年には三百六十五工場の激増を見職工数は六年に男女共急増したるも七年末には男工僅に七千餘人を増加し女工は一千三十三人を減じ居れり而して七年末三千六百九十六工場の内其七割八分は市内乃至接續町村にありて二割二分は郡部に存在せり業務別分布状態左の如し

業務別	工場数	割		
		市及接續	其他	合
染織工業	九四二	〇	二五	
機械工業	一、二五	三〇	一	
化學工業	九〇九	三	四	
飲食工業	五	一	一	
雜工業	八三	四	二	
特別工業	三	一	一	
計	三、六六	六	三	

右表によれば機械工業最も多く然も其大部分は市内又は接續町村にあり化學工業之に次ぎ染織工業三位にありて過半は郡部にあるが加し更に職工年齢別歩合左の如し

年	職工数	年齢別歩合		
		幼年工	少年工	成年工
五年	一、二七	三、二六	一三、三六	
五年	〇〇八	三〇	七三	
六年	四三	一六、〇三	一六、三七	
六年	〇〇三	〇六	九三	

當局者の調査

年	職工数	歩合	貯金総額	一人平均
七年	一三〇	〇〇一	一八、二〇	
七年	〇〇一	〇五九	九四〇	

備考 幼年工は十二歳未満少年工は十五歳未満とす
即ち十二歳未満の者は年々激減し七年末には僅に百三十名を算するに過ぎざるに至り十五歳未満の者も同一趨勢にあれど其数は相當多數にて七年末と雖も一萬を超過し居れり之れに反して十五歳以上の者は年々増加し遂に總数の九割四分を占むるに至れり次ぎに六年末の工場法適用工場三千三百廿九工場七年末の三千六百三十六工場に於ける貯金状態を検するに左の如し(單位圓)

年	貯金せる工場数	職工数	貯金総額	一人平均
大正六年	二九	八五、五三	五八、二九	七〇九、九二
大正七年	三五	八七、七五	六〇、五〇	一、三〇、四七
増	一四	二、二二	四、三二	五七、四四
				八、一

貯金總額百二十五萬七千四百三十七圓にて前年末に比し五十四萬七千四百四十五圓を増加し一人當貯金額八圓を増加せるは一見著しき進歩の如くなるも貯金を爲しつつある工場数は總数の一割強にして七年末に比較する時は僅に百四十六工場を増加したるに過ぎざれば當局及び當事者の考慮を要すべき餘地尠からず。

大阪市内職工現状

六月始め大阪市役所調査による大阪市内工場及職工分布状態は次の如くである。

大正五年	一方里に付存在する工場及家内工業数	一方里に付存在する工場及家内工業従業人口
大正五年	三、七五	二八、五六

大正四年	三、一〇八	二五、八七
大正三年	三、二六五	三、五五〇
大正二年	二、五九	三、三六

尙年齢別による職工の密度を觀るに現住人口百に對する割合は次の如くである。

	十五歳未満	一五—二〇歳	二〇—四〇歳
大正二年	九、七	二、四〇	二六、二〇
大正三年	二〇、三	三、三	七、三
大正四年	二、六	三、二五	八、五
大正五年	二、六	三、九	三〇、五

職工勤續調査

九月十二日大阪毎日新聞に依れば大阪市内の機械工業に従事する職工数は約四萬人であるが今其三分の一に相當する工場數二十、職工數一萬四千百十五人（内男一三、四一八人女七二七人）につき其勤續年限を示せば次の如くである。

六箇月以内	三九五	男工	三五	女工
一箇年同	二九二		一三	
二箇年同	三六二		一三	
三箇年同	一四三		三	

四箇年同	三三	二
五箇年同	一六	一
六箇年同	二二	一
七箇年同	一三	一
八箇年同	一四	一
九箇年同	一〇	一
十箇年同	一八	一
十二箇年同	七	一
十四箇年同	二五	一
十六箇年同	六	一
十八箇年同	四	一
二十箇年同	三	一
二十年以上	三	一

更に之に關聯して職工の勤怠を見るべく工場數十八職工一萬三千人につき調査するに概ね休日の翌日は缺勤者多く假令出勤するも其能率上らず其翌々日より順次平生に復するを常とする。一日に公休せる工場數十三について見るに二日の缺勤數一千四百四十人となるもの三日には一千八十人に減じ同一の方法にて五日公休工場内六日の缺勤數一千三百九十人、七日には九百五十人に減じ、十三日公休工場九の内十四日缺勤數一千四百六十人、十五日一千二百八十人に減じ、二十

五日公休工場三十の内二十六日の缺勤數一千二百八十七日には四百八十八人に減じて居る。月末には一般に缺勤者多く三十日一千五百六十人、三十一日一千百三十人の多數である。

大阪市幼年職工の職業制

大阪市役所調査課が市内夜間小學校三十一校の就學兒童一千五百三名に對し職業別を左の如く發表した。
(十月末日)

業 別	人 員	業 別	人 員
纖維 工業	六三	雜 工業	一四九
機械工業	一九四	商業使用人	三六七
化學工業	一五六	其他雜	二四二
飲食工業	二〇	不 明	三二二

即ち工場職工としての兒童は合計五百八十二人にし、總數の三割八分を占め然も其内機械工業に従事せるもの最も多く化學工業雜工業に次ぎ商業に従事せるものは三百六十七人即ち總數の二割四分に過ぎず各種工業の勃興と共に幼年工の需要増加し加ふるに其賃率の如きも比較的高率なる爲め之れに従事するもの増加するは自然の結果であらう。

當局者の調査

岡山縣工場狀態

大正七年度中岡山縣下の十人以上の職工徒弟を雇傭せる各種工場は三百二十九箇にして前年度より十四箇増加した。

織物及染工場	百六十七
機械器具	二十一
化學工業	六十
飲食物	二十
雜	五十
特別(電氣、電燈、精鍊)	十一
其従業員數	三萬二千五百四十四人
内男工	一萬三千八十九人
女工	一萬九千四百五十五人

前年度より千七百〇 人増加、女工人員の多きは織物製絲紡績の従業者である。百人以上の職工徒弟を擁する大工場は四十一を算してゐる。

愛知縣職工數

六月末の調査に據れば愛知縣下の各工場に使役する職工數は男工三萬二千二百八十一人、女工七萬五千二

百十六人、計十萬七千四百九十七人にして出身地府縣別は愛知縣六萬七千六百二十一人、岐阜縣一萬一千二百二十二、三重縣九千四百六十九人、静岡縣六千二百〇八人、新潟縣三千五百九十六人、富山縣一千六百七十四人である。新潟富山兩縣出身は紡績女工多數を占めてゐる。尙朝鮮人職工は二百三十二人である。

愛媛縣工場研究聯合會の調査發表

愛媛縣工場研究聯合會の調査によれば同縣下の職工の教育調査及結婚調査は次の如くである。

▲職工教育調査(大正七年末工場數三百四十五)

尋常小學四年卒業
 男 工人 一、三三三
 女 工人 三、八〇〇
 計 人 五、一三三

工業種類	年別	工場數	男			女			合計
			十歳以上 十二歳未 滿	十二歳以 上十五歳 未滿	十五歳以 上	十歳以上 十二歳未 滿	十二歳以 上十五歳 未滿	十五歳以 上	
染織工場	五年	六	四	四	一、三三三	七	五	四、五〇〇	五、〇六五
	六年	八	三	三	一、五七七	二	七	五、二四五	六、〇三四
	七年	八	三	三	一、七六一	三	七	五、二四四	六、〇七七
計									六、四四四

同 高等小學——卒業	中學程度	以上外の相當教育者	住所氏名をかき得る者	無一丁字者	計
一、七三六	九六二	三三〇	六二	二六四	五、四三七
一〇、九八八	六七二	八九	一、七二九	一、二四〇	一九、〇九三
三、六三三	五	一、二〇九	二、三三〇	一、四〇四	二四、五二〇

福岡縣に於る工業狀態

北九州は今や日本有數の工業地である。同縣下適用工場數四百七十八、不適用工場約四千(大正八年七月末現在)其職工數約五萬、更に製鐵所には一萬六千四百の職工と約七千餘の人夫其他が居る、加ふるに約二百の炭坑と約二十萬人の鑛業人口を有し産業第一の氣分は北九州一つの地方色を爲してゐる。

工場種別	年次	工場數	職工數		計	特別工場	化學工業	飲食物工場	雜工場	機械器具工場
			男	女						
機械器具工場	五年	八			四、三〇〇					
機械器具工場	六年	二四			六、九二〇					
機械器具工場	七年	一五			一〇、一八八					
化學工場	五年	六	六		四、九四四					
化學工場	六年	六	一五		六、四九三					
化學工場	七年	一四			八、五五一					
飲食物工場	五年	〇			一、五七五					
飲食物工場	六年	〇			一、五八五					
飲食物工場	七年	五			一、七三三					
雜工場	五年	三			七二五					
雜工場	六年	二			七五八					
雜工場	七年	〇			一、〇七八					
特別工場	五年	五			一、六六五					
特別工場	六年	七			一、五五一					
特別工場	七年	一〇			一、九二〇					
合計	五年	三〇六	〇		一、四四四	七	三七			
合計	六年	三六七	一五		一、九一七	二	八三			
合計	七年	四三三	二九		二、五二一	九	八六			
合計	五年	三〇六	〇		一、四四四	七	三七			
合計	六年	三六七	一五		一、九一七	二	八三			
合計	七年	四三三	二九		二、五二一	九	八六			
合計	五年	三〇六	〇		一、四四四	七	三七			
合計	六年	三六七	一五		一、九一七	二	八三			
合計	七年	四三三	二九		二、五二一	九	八六			
合計	五年	三〇六	〇		一、四四四	七	三七			
合計	六年	三六七	一五		一、九一七	二	八三			
合計	七年	四三三	二九		二、五二一	九	八六			

▲不適用工場及職工數(七年末現在)

工場種別	年次	工場數	男	女	計
化學工業	七年	八	一、九一七	五三八	二、四五五
飲食物工場	七年	八	一、七四九	二六四	二、〇一三
雜工場	七年	四	一、四四六	二六四	一、七一〇
特別工場	七年	三	四六	四六	九二

當局者の調査

又之を職工數に依りて分てば左の如くである

計	三四〇〇	男八九九一	女三〇二四
職工五人未満工場數	二七九九	男五六五九	女一三六五
同 職工數	七〇二四	男二一六九	女一〇二九
職工五人以上十人未満工場數	四五三	男一〇二九	女一〇二九
同 職工數	三一八九	男八四九	女六二四
職工十人以上十五人未満工場數	一三〇	男一四七三	女一八
同 職工數	一八	男三二四	女六
職工十五人以上工場數	一	男三二〇	女三二〇

▲工場分布狀況(但五十人以上の工場)

工場數	市内 附近		郡 部	
	工場數	工場總數に對する百分比	工場數	其割合
染織工場	四四	一〇、二	四一	九、五
機械器具工場	九九	二二、九	五二	一二、〇
化學工場	六五	一五、〇	三九	九、〇
飲食物工場	一八	四、二	三四	七、九
雜工場	二四	五、六	六	一、四
特別工場	七	一、六	三	〇、七
計	二五七	五九、五	一七五	四〇、五

▲大正七年中の工場異動狀態

工場	新設		増設		廢止		縮少
	數	割合	數	割合	數	割合	
染織工場	九	二、一	三	〇、七	四	一、一	一
機械器具工場	二七	六、五	一四	三、八	五	一、四	三
化學工場	一七	四、二	六	一、七	四	一、一	一
飲食物工場	一	〇、三	一	〇、三	一	〇、三	一
雜工場	三	〇、八	一	〇、三	一	〇、三	一
特別工場	三	〇、八	一	〇、三	一	〇、三	一
計	六〇	一五、九	二四	六、三	一四	三、七	八

▲職工移動

工場	雇入		解雇		雇入に對する解雇の割合百分比
	數	割合	數	割合	
染織工場	一、一七七	三、一	二、一九八	六、九	六九
機械器具工場	一、三六〇	三、三	一、〇七三	三、〇	八四
化學工場	八、二四二	二、一	六、一六三	一、七	七四
飲食物工場	一、六三五	四、五	一、五二四	四、三	九五
雜工場	二、〇九九	五、二	一、〇八〇	三、〇	五八
特別工場	五、五五五	一、四	六、六六六	一、八	一二〇
計	二六、七六一	七、六	二一、六七七	六、三	八二

▲工場災害調大正六年(自一月至十二月)

當局者の調査

事由別		件数		男女数		死亡		重傷		輕傷	
原動機ニ因ルモノ	調帶調索又ハ調帶車ニ因ルモノ	四	六	一	一	一	一	一	一	一	一
轉子ニ因ルモノ	齒車ニ因ルモノ	六	六	一	一	一	一	一	一	一	一
力動及機械ノ因ニモル	車軸ニ因ルモノ	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一
据機其他双物ニ因ルモノ	其他	三	三	一	一	一	一	一	一	一	一
工具ニ因ルモノ	高熱物體ニ因ルモノ	五	五	一	一	一	一	一	一	一	一
電擊其他電氣ニ因ルモノ	物體墜落又ハ飛來ニ因ルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
高所ヨリ墜落ニ因ルモノ	爆發性發火性又ハ引火性藥品ニ因ルモノ	二	二	一	一	一	一	一	一	一	一
毒劇藥又ハ毒劇物ニ因ルモノ	有害瓦斯ニ因ルモノ	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

工場及附屬建設物ノ火災		其他		合計	
製絲	紡績	製綿	絹織物	綿織物	機械
造船	鐵子	硝子	煉瓦	脂肪油	曹達
清酒	製糖	製材	足袋	製材	足袋
六	六	六	六	六	六
錢年	錢年	錢年	錢年	錢年	錢年
七	七	七	七	七	七
錢年	錢年	錢年	錢年	錢年	錢年
六	六	六	六	六	六
錢年	錢年	錢年	錢年	錢年	錢年
七	七	七	七	七	七
錢年	錢年	錢年	錢年	錢年	錢年
六	六	六	六	六	六
錢年	錢年	錢年	錢年	錢年	錢年
七	七	七	七	七	七
錢年	錢年	錢年	錢年	錢年	錢年

九一三

日本労働年鑑

電 氣	八四	九二	三七	四〇	—	—
金屬精鍊	五三	六〇	二八	三〇	—	—

右貸銀は割増、手當、賞與等を加へざる普通貸銀である、此外に大抵月三圓乃至七圓又は一割乃至三割位の手當等あり又日用食物の廉賣其他家賃の補助等をして居る會社がある。

▲日用品市價(大正六年及七年)

品名	六 年		七 年		騰貴の割合
	錢	錢	錢	錢	
白米一升	一九八	三五〇	八〇	—	—
麥一升	一二五	二三〇	八〇	—	—
砂糖一升	一九〇	二六四	四〇	—	—
鹽	二、八	三、四	五〇	—	—
味噌	四、八	七、五	六〇	—	—
醬油	二五、三	二八、〇	一〇	—	—
酒一升	四五、〇	七三、〇	六〇	—	—
石油	二九、三	三五、七	二〇	—	—

木炭一貫	一一、七	一九、四	七、〇
薪	二、五	三、六	四、〇

▲職工貯蓄状態(大正七年末)

工場種別	貯蓄勵行の工場數	其職工數	貯數額
染織工場	一一	三、九四五	七二、八九七
機械器具工場	二六	四、一八一	四四、二二六
化學工場	二六	四、七五九	九三、一三六
飲食物工場	七	二七一	一五、三一八
雜工場	一〇	九九六	六、九七六
特別工場	六	一、二九一	一〇、九九四
合計	八六	一五、四四三	二四三、五四九
大正六年末合計	六四	一三、〇一三	一六〇、〇四九

備考 工場によりて異なるも大概月に一日分乃至三日分を貯蓄せしめ利率は年六厘乃至一割である

福岡縣下工場主中嘗て労働者たりし者の數

福岡縣工場課が縣下現在工場主中嘗て労働者たりし者に關し調査したる結果は次の様である。(大正八年七月末日現在)

工業種類別	職工十五人未満				職工二十五人以上五十人未満				職工五十人以上				計
	十年以上前	十年未満前	十年以上前	十年未満前	十年以上前	十年未満前	十年以上前	十年未満前	十年以上前	十年未満前	十年以上前	十年未満前	
染織工場	五六	五四	三	三	一〇	三	一	一	五九	五七	一一六		
機械器具工場	一八四	一五八	一一	一一	一〇	一	一	一九五	一六八	三六三			
化學工場	一三六	五九	二	二	一	一	一	一三八	六〇	一九八			
飲食物工場	六三	四九	一八	一六	一	一	一	八一	六五	一四六			
雑工場	二六	五一	一	一	一	一	一	二六	五二	七八			
特別工場	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一			
計	四六五	三七一	三四	三一	一	一	一	四九七	四〇二	八九九			

福岡縣に於ける職工の職工繼續年數

福岡縣工場課の行つた同縣下工場法適用工場に於ける職工として業務に従事したる年數に關する調査の結果は次の如し

年數別	區分 職工トナリテ以來他ノ業務ニ轉セザルモノ				他ノ業務ニ轉シ再轉シテ職工トナリタルモノ				合
	男	女	計	計	男	女	計	男	
一年未滿	一〇、七六〇	五、一五六	一五、九一六	七六六	一六〇	九二六	一一、五二六	五、三一六	一六、八四二
一年以上二年未滿	四、六〇六	一、八二〇	六、四二六	四四九	七九	五二八	五、〇五五	一、八九九	六、九五四
二年以上三年未滿	二、九一七	一、一六三	四、〇八〇	二四八	七五	三二三	三、一六五	一、二三八	四、四〇三
三年以上五年未滿	二、二〇三	九七二	三、一七五	二二四	五四	二七八	二、四二七	一、〇二六	三、四五三
五年以上十年未滿	一、五五六	八五七	二、四一三	二二三	二一	二五四	一、七八九	八七八	二、六六七
十年以上	九九五	三一一	一、三〇六	一一四	一	一一四	一、一〇九	三一一	一、四二〇
計	二三、〇三七	一〇、二七九	三三、三五六	二、〇三四	三八九	二、四二三	二五、〇七一	一〇、六六八	三五、七三九

(大正八年七月末日現在)

福岡縣下工場に於ける職工の勤続年數

大正八年七月未現在に於ける福岡縣工場課調査各工場職工勤続年數表は次の様である

工業種類	區分		勤続年數										計
	男	女	六月未滿	六月以上一年未滿	一年以上二年未滿	二年以上三年未滿	三年以上五年未滿	五年以上十年未滿	十年以上	計			
染織工場	一、四六四	一、八〇五	一、三三三	一、二九八	一、二〇七	一、一八七	一、一九六	二、三三六	一、五三三	一、七七六	一、七七六	六、二九七	
機械及器具工場	二、三六三	一、三六一	二、四一八	一、五一八	二、二三四	八一九	五九八	四四二	一八六	九、〇四〇	五、〇四〇	九、〇四〇	
化學工場	二、五一六	四八五	一、九三四	三、八七四	一、五一一	一、二四六	七四八	四三三	二四四	八、六三二	八、六三二	八、六三二	
飲食物工場	六二七	一〇八	三三七	八〇七	一七三	一四九	四三二	一九三	八〇	一、六九一	一、六九一	一、六九一	
雜工場	三六一	七八一	二六〇	三二九	二〇九	一九〇	一〇七	一〇九	七六	一、一九五	一、一九五	一、一九五	
特別工場	九〇〇	六一	七三三	五〇	四四一	二七三	二五九	一二三	三八	二、七三七	二、七三七	二、七三七	
合計	七、二三一	三、四〇一	六、〇一五	二、二九五	四、七五五	二、七六四	八八二	一、五三六	七四六	二五、〇七一	二五、〇七一	二五、〇七一	

福岡縣の鑛業調査

九月下旬福岡縣では縣下鑛業の狀況調査の目的で次の如き照會を各鑛山に發した。

- 一、鑛業經營者及代表者
- 二、鑛山の名稱所在地及各鑛區別坪數
- 三、事業開始年月日

- 四、生産品の種類産額及價格
- 五、廢坑の年月及理由
- 六、試錐個所數及着手並終了月日
- 七、資本金(會社にありては拂込金及社債個人にありては推算額にても差支なし)
- 八、職工鑛夫に關する事項(イ)鑛夫使役數男女別(ロ)鑛夫賃金の最高最低額及賃銀外に於ける歩増或は手當額(ハ)鑛夫に對し日用品を廉賣せらるゝならば其品目廉賣價格單價一人當數量の制限其他廉賣の狀況(ニ)鑛夫一日の就業時間及公休(ホ)戰前戰時中及戰後に於る

續夫の就業状態並に其の生活状態(へ)續夫募集の状況 ▲募集方法
 ▲續夫一人に對する平均募集 ▲周旋人をして募集する場合には之
 に對する報酬額 ▲續夫の移動状況(ト)賞與又は慰勞金の支給方法 ▲
 會社にありては純益金を以てするものと作業費若しくは營業費等の内
 より支辨するものとの區分別支給率 ▲續夫及之に準ずるもの以外の
 ものに對する賞與支給に關する區分別支給率(チ)賃金其の他收入の
 昂騰に依り生活に及ぼせる影響(リ)續夫の教育程度宗教趣味嗜好の
 概要(ヌ)續夫貯金の状況

九、時局に關する一般影響(イ)戰時に於ける一般影響 ▲炭價騰
 貴に依る事業の擴張状況 ▲續業従事者の爭奪状況 ▲物價騰貴に依る
 續夫に對する施設の状況(ロ)休戰條約締結後に於ける影響 ▲物
 價騰貴に依る賃銀増額要求の有無 ▲前項の要請の概要及理由 ▲之に
 對する續業主の施設 ▲同盟罷業等を爲したるものありては其状況
 及解決状況 ▲職工續夫を主とする労働組合の如き機關の有無及其概
 要

十、續夫に對する一般の施設(イ)續夫其他の救済に關する施設の概
 要(ロ)續夫其他の訓育に關する施設の概要(ハ)續夫其他の疾病其他
 保健衛生に關する施設の概要
 十一、災害防止に對する施設の概要 ▲最近續山の變災事故の有無種
 類及原因 ▲之に對する施設の概要
 十二、近來各地に起れる賃銀増要求或は同盟罷業等に鑑み續業主の
 之に對する希望或は意見

福岡礦務署管内の坑夫數

大正八年十月迄の福岡礦務署管内の續夫數は男坑夫
 十三萬五千餘女坑夫六萬三千 百餘、計十九萬九千百
 餘名である。本年中最多數の坑夫の居た月は八月の男

當局者の調査

女坑夫合計二十六萬三千五百餘人、七月の二十二萬四
 千餘、五月、四月、三月、二月等何れも二十萬臺で
 あつた、最少は一月の十八萬一千六百、六月の十九萬
 五十等である。坑夫の移動は以上にても解る如く毎月
 三四萬乃至一二萬の移動を有してゐる。

礦業變災及被害者數

九州、沖繩、山口縣下の續山を統轄する福岡礦務署
 の調査した本年一月より九月迄の炭坑の内外に起つた
 變災及被害人員數の累計は次の如くである。

事變數	十一萬二千五百餘回
内最多	七月、一萬三千三百餘回
	九月、一萬三千回餘
最少	一月、八千四百餘回
被害者人員數(死亡及重輕傷者數)	十萬五千一百九十九名
死亡者數	四百五十人
重傷者數	二千九百人
輕傷者數	十萬五千餘人
死亡者最多の月	二月、五十三人
	三月、五十二人
同最少の月	六月、三十三人

此等の災變中最多いのは坑内の落盤によるもので之
 は十萬回を越えてゐる。次には瓦斯又は炭塵の爆發で

あるが本年に於ては大した瓦斯爆發はなく一時に幾百といふ多數の變死者を出した事は無かつた。次には捲揚機の切斷、自動車道又は捲揚車道、坑車の爲の災害其他爆發又は爆發藥、瓦斯中毒、窒息、出水、器械電氣等から起る災害である。坑外では器械の爲の負傷が一番多く次で汽罐破裂、爆發藥、鑛車又は架空索道、燃灼融溶物、劇藥、電車等が事故の起固をなして居る。

現在坑夫數は此等の變災者其他によつて移動甚しく毎月の移動狀況大略次の様である。

九月坑夫總數	十九萬九千餘人
内、男坑夫	十三萬五千餘人
女坑夫	六萬三千八百餘人
八月、男、女、總數	二十六萬三千五百餘人……最多
七月、同上	二十二萬四千人
五、四、三、二月	二十萬人内外
一月	十八萬一千餘人
六月	十九萬五千餘人〔最少〕

福岡鑛務署管内の坑夫保健

狀態

福岡鑛務署の調査によれば大正七年中同管内の坑夫罹病者は一萬三千二百四十五名、此内死亡者男千二百

六十名、女三百八十八名である。而かも病氣の爲め解雇された者男八百七十六名、女百六十七名、治癒した者男七千五百六十九名、女二千九百八十五名である。就中上記の罹病者中肺結核にかゝつた者百一名であるが此内十四名は解雇され、二十二名は治癒したが、残り六十五名は全部死亡して居る。次に梅毒患者は百四十名で此内死者五名丈であるが、輕微なる花柳病患者は何程あるか知れない。此外の病氣では傳染病、血行器病、消化器病、呼吸器病、皮膚病、運動器病等である。以上は坑夫の保健狀態であるが坑夫の家族殊に小兒の死亡率の高いのには驚くべきものがある。正確なる數字は充分に知れないが坑夫の生活に於ては生母と小兒との關係は通常人と異りて哺乳の機會少く、所によりては坑内で哺乳をせぬと云ふ迷信ある爲め小兒は不完全な營養を與へられて居る結果、嬰兒死亡率は非常に多いのである。此小兒死亡に關しては鑛務署でも詳細なる調査に着手すると云ふ。

福岡縣下の工場法實施後六ヶ月間に於ける職工扶助金額

工場法施行後六ヶ月間に於ける職工扶助金額に關し福岡縣の調査した處に據れば次の様なものである。

工場	人員		療養費		休業扶助料		傷害扶助料		遺族扶助料		葬祭料		計
	人	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓	圓		
染織工場	一三六	三一九・八九〇	五四九・五九〇	一三〇・〇〇〇	四一三・四〇〇	四五・〇〇〇	六、三五五・〇五五	八六九・四八〇					
機械器具工場	一、八九〇	四、〇四二・七三〇	一、七二三・九二五	一三〇・〇〇〇	四一三・四〇〇	四五・〇〇〇	六、三五五・〇五五						
化學工場	八一三	三、三九八・五五〇	一、六九七・三六九	六三一・五〇〇	三二九・二〇〇	一〇七・〇〇〇	六、一六三・五一九						
飲食物工場	一七五	六一〇・九一〇	二八三・〇九〇				八九四・〇〇〇						
雑工場	七六	三三四・〇九〇	八六・二一〇				四二〇・三〇〇						
特別工場	三二三	六六〇・五三〇	二二〇・三六〇				八八〇・八九〇						
計	三、四一三	九、三六六・七〇〇	四、五六〇・四四四	七六一・五〇〇	七四二・六〇〇	一五二・〇〇〇	一五、五八三・二四四						

八幡製鐵所の勞銀及生産勞銀

八幡製鐵所に於ける鐵の生産勞金は一噸に付從來十二圓臺であつたが七年度に於ては一噸十七圓八十五錢五厘となり前年より五圓強増加した。今三年來の噸當り生産勞金を見れば左の如くである。

▲三年一二圓一九八 ▲四年一二、一五〇 ▲五年一四、〇〇九 ▲六年一二、七五〇 ▲七年一七、八五五

而して右生産に對する職工人夫給は左の如くなるが

大正八年六月分の調査に依れば全職工平均收入は割増及手當を合し四十二圓二十一錢であるといふ。

年次	製産	職工給	人夫給
三年	二三〇九二七、五六一	二五〇六、二七八	三一〇、六五五
四年	二六七三六一、三五四	二八八二、一五〇	一六六、三五四
五年	二七六九四四、八八一	三三四五、二九二	五四〇、四五三
六年	三五一七〇七、〇六四	三八六二、〇一一	六二二、六七七
七年	三一三五五〇、〇一一	四七一三、八四三	八八四、六四五

福岡縣私設鐵道勞働者の狀況

況

福岡縣下の私設鐵道、軌道等の哩數は約二百三十哩である。之に従事する労働者の教育程度、休勤怠、就業時間、同種事業勤続年數等に關する最近の調査は下の如し。

	▲教育程度	
	男	女
中等學校卒業	二八五	一一一
同上中途修業	九〇二	一五
高等小學卒業	二二六	一一
同 修 業	五五〇	一七
尋常小學卒業	一二九	三
同上修業	八九	二
不 就 學	八	一
無 筆		
計	一九九五	

▲勤續調(從業以來他に轉ぜざる者)	
一年未滿	六〇五
一年以上	二九七
二年以上	四
三年以上五年未滿	二九六
十年以上	六七
計	一六二〇

▲同 上(他に轉じて更に本業に復りたる者)	
一年未滿	一九
一年以上	一七
二年以上	二一
三年以上五年未滿	四四

五年以上 三九
 十年以上 二
 計 一四二

一日の就業時間數は最多十一時間普通十時間を下らない、時間外就業時間は一日最多七時間普通二時間八である。

福岡縣の小學校教員家族數

小學校教員の家族數を知る事は可成り小學校教員の生活苦緩和策に就いて考へつゝ在る人々に取りて意義がある。福岡縣廳の本年十一月十五日現在小學校教員家族數調査表を見ると、男女各一家族平均人員三・四六八人である。其詳細は次の如くである。

獨身者	男教員	女教員	合計
一人家族	九〇八	一三〇七	二二一五
二人家族	三二四	二八七	六一一
三人家族	五二一	二二一	七三四
四人家族	四八五	一六二	六四七
五人家族	五一〇	一一三	六二三
六人家族	四四二	二二二	五五四
七人家族	三二二	七〇	三九二
八人家族	一九七	三六	二三三
九人家族	一〇三	二五	一二八
十人家族	五七	一〇	六七

十一人家族	二六	六	三二
十二人家族	三	二	五
十三人家族	八	二	〇
十四人家族	三	〇	三
十七人家族	〇	一	一
計	三九〇一	二三五四	六二五五

總家族數二萬千六百九十七名、男教員家族平均人數は四・〇九人、女教員家族平均人數は二・四〇五人である。

門司市中の労働者數

四月二日門司新報に據れば門司市中に於ける労働者の總數は三月三十一日現在の調査にて七千四百九十一人、内男六千三百二十二名、女は總數の三割強で千六百六十六人である。業別すれば、

業別	男	女	合計
大工	七九五	七	七九五
瓦職	七	七	一四
左官	八八	一	八九
石工	六四	一	六五
煉瓦職	一五	一	一六
疊職	五五	一	五六
表具職	四〇	一	四一
桶工	八二	一	八三
鍛冶職	五一八	一	五一九
彫刻師	二一	一	二二

當局者の調査

染物職	一九	一	一九
金銀細工	二一	一	二二
塗師	六	一	七
活版職	八八	五	九三
庭師	六	一	七
ハンキ塗職	二二	一	二三
仕立屋	七二	一	七三
石炭仲仕	二、二二五	八八七	三、一一二
荒荷仲仕	九八一	一〇六	一、〇八七
漁夫	四三三	一	四三三
小作人	一四七	四四	一九一
自作小作人	二九五	三七	三三二
計	六、三三二	一、一六六	七、四九一

但しセメント職工、其他各工場の職工、海上の労働者等を含むでないから全總數萬に達しよう。一日の収入は金銀細工師の如き一圓以上に上るものが石炭仲仕、大工左官等は平均一日二圓位と見る可し、労働團體として有力なるは友愛會支部にして同會は陸上及海上兩支部を有してゐる。

山口縣職工生活調査

山口縣保安課にては労働問題に關する調査を始め工場法による工場の七月末現在職工の教育、勤続状態、地方別、配遇者、出産、貯金等の有無を精査し八月中に取纏め引續き生活状態の調査を行ふ筈である。